

○内閣府令第二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第二項及び第三十七条第一項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗  
厚生労働大臣 上野賢一郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後	改 正 前
2	(略)	<p>（法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス）</p> <p><b>第三十四条の二十</b> 法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二第一項において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助とする。</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）</p> <p><b>第三十四条の二十二</b> 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に並び、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事項並びに利用定員</p>	<p>（法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス）</p> <p><b>第三十四条の二十</b> 法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二第一項において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型とする。</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）</p> <p><b>第三十四条の二十二</b> 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に並び、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p>

この命令は、令和九年四月一日から施行する。

附 則